

○周南公立大学派遣学生及び特別聴講学生に関する規程

(令和5年3月14日規程第16－6号)

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 派遣学生（第3条－第11条）

第3章 特別聴講学生（第12条－第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、周南公立大学学則（令和4年規程第1－3号。以下「学則」という。）第28条に規定する周南公立大学（以下「本学」という。）に在学中の学生で他の大学等の授業科目を履修する者（以下「派遣学生」という。）及び学則第44条に規定する特別聴講学生に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において「他の大学等」とは、本学と学生の交流を行う大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学（大学以外の高等教育機関を含む。）をいう。

2 この規程において「大学間協議」とは、本学と他の大学等との間で次に掲げる事項に関する協議を行うことをいう。

- （1）履修できる授業科目の範囲等
- （2）派遣学生数及び受入れ学生数
- （3）単位の認定方法等
- （4）派遣の時期及び期間
- （5）派遣、派遣期間の延長及び受入れの手続に関すること。
- （6）経費に関すること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 この規程において「学部間協議」とは、本学の学部と他の大学等に係る学部との間で前項各号に掲げる事項に関する協議を行うことをいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は学部間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、関係する学部の教授会議を経て、学長が行う。

3 第1項の学部間協議は、関係する学部の教授会の議を経た後に、学長の承認を受けて、当該学部の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、派遣学生願を学部長に提出しなければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は学部間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣の許可は、所属する学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学長は、前項による派遣の許可があったときは、当該他の大学等の長に大学間協議又は学部間協議により定めた手続により、学生の受入れを依頼するものとする。

(派遣期間)

第6条 派遣学生の派遣期間は、大学間協議又は学部間協議により定めた期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、派遣期間延長願を学部長に提出し、許可を得てその期間を延長することができる。

3 派遣期間の延長の許可は、所属する学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

4 学長は、前項による派遣期間の延長の許可があったときは、当該他の大学等の長に大学間協議又は学部間協議により定めた手続により、学生の受入れを依頼するものとする。

第7条 削除

(在学期間への算入)

第8条 第6条に規定する派遣期間は、本学の在学期間に算入する。

(単位の認定)

第9条 派遣期間中に取得した単位は、学部にあつては学則第30条の規定

により 60 単位を超えない範囲内において、本学で修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により派遣期間中に取得した単位を本学で修得したものとして認定を希望する者は、単位認定願に派遣先の大学等の長の交付する学業成績証明書等を添付して学部長に願い出なければならない。

3 前項の願い出による単位の認定は、所属する学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

4 学部長は、前項の規定により単位を認定した場合は、単位認定通知書を交付するものとする。

(授業料)

第 10 条 派遣学生は、派遣期間中にあっても本学の授業料を納付しなければならない。ただし、大学間協議において授業料に関する特段の事情がある場合は、公立大学法人周南公立大学授業料等に関する規程（令和 4 年規程第 14－6 号。以下「授業料等規程」という。）その他、本学授業料等の取扱いに関する規定により、派遣期間中にかかる本学の授業料を免除することができる。

(派遣許可の取消し)

第 11 条 学部長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認めたとき、その本分に反する行為があると認めたとき、又は授業料の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。

第 3 章 特別聴講学生

(受入れの時期)

第 12 条 特別聴講学生の受入時期は、大学間協議又は学部間協議により定める。

(出願手続)

第 13 条 特別聴講学生を志願する者は、次に掲げる書類を、所属する大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

(1) 学業成績証明書

(2) 大学間協議又は学部間協議により定めた書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に指定する書類

(出願期日)

第14条 前条の出願期日は、大学間協議又は学部間協議の定めるところによる。

(入学の許可)

第15条 入学の許可は、聴講科目担当教員の承認を得た上で、関係する学部の教授会の議を経て、学長が行う。

2 入学を許可したときは、所属する大学等の長を経て、当該学生に受入承諾書を交付する。

(聴講期間)

第16条 聴講期間は、大学間協議又は学部間協議の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特別の理由があると認めたときは、聴講期間を延長することができる。

第17条 聴講期間の延長の手続については、大学間協議又は学部間協議により定めるところによる。

2 聴講期間の延長手続及び延長許可等については、第13条及び第15条の規定を準用する。

(履修手続)

第18条 特別聴講学生は、聴講を許可された科目の履修届を指定する期日までに提出しなければならない。

(単位の認定)

第19条 特別聴講学生が履修した聴講科目については、試験その他の方法によりその担当教員が判定した成績に基づき単位を認定する。

(成績証明書)

第20条 前条に規定する単位を認定したときは、成績証明書を交付する。

(授業料等)

第21条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生は、所定の期日までに、授業料等規程に定める授業料を納付しなければならない。ただし、大学間協議又は学部間協議の際に特段の取決めを行ったときは、授業料は徴収しない。

3 実験及び実習等に要する特別の費用は、特別聴講学生の負担とする。

(聴講許可の取消し)

第 22 条 特別聴講学生が、この規程に違反したとき又は疾病その他の理由により履修する見込みがなくなったときは、学長は所属する大学等の長と協議の上（学部間協議によるものについては、当該学部の長が当該特別聴講学生の所属する大学等に係る学部の長と協議の上）、聴講の許可を取り消すことができる。

(様式)

第 23 条 この規程における帳票の様式は、大学間協議又は学部間協議により別に定める。

(準用)

第 24 条 学生に関する諸規程は、特別聴講学生に準用する。

(事務)

第 25 条 この規程に関する事務は、学生支援部学務課が行う。

(雑則)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、派遣学生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、教学マネジメント推進本部の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。